

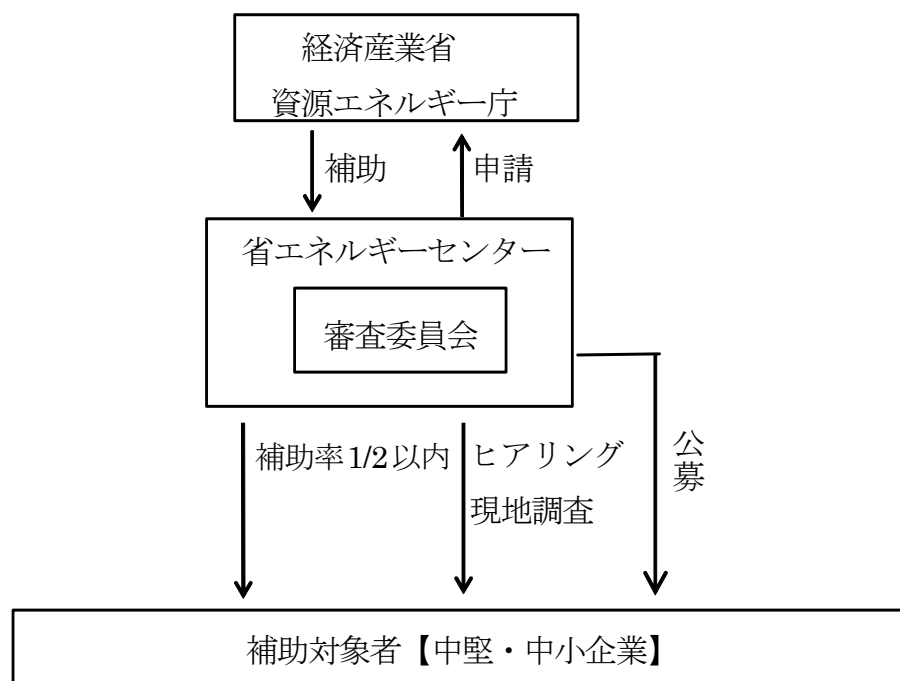
事業場等省エネルギー支援サービス導入事業 ～中堅・中小企業向けESCO事業補助金～

2005年2月、地球温暖化防止京都会議において採択された京都議定書の発効により、我が国は2008～2012年度(第一約束期間)における温室効果ガス排出量を1990年比6%削減する義務を負うことになっております。しかしながら2006年度の温室効果ガス排出量は1990年比6.4%増となっており、厳しい状況にあります。

特に中堅・中小企業は、省エネに関する技術や資金面の問題等もあり、十分な省エネ対策が行われていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、財団法人省エネルギーセンターでは、中堅・中小企業の省エネ対策を推進するため、技術的、資金的な要因により省エネルギー対策が困難な中堅・中小企業を対象として、包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO(Energy Service Company)を活用した省エネルギー事業への補助制度を新たに開始いたします。

1. 事業スキーム



2. 事業内容

2.1 補助対象事業

既設*1の工場、事業所におけるESCO事業*2であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるものに対して国庫補助金(経済産業省からの補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金)の交付を行う。

2.2 補助対象事業者

中堅・中小企業を対象とする。

中堅企業:資本金が1億円以上10億円未満
中小企業:資本金が1千万円以上1億円未満

2.3 補助対象経費

設備費

計測装置費

工事費

2.4 補助率

1/2 ただし、1件当たり補助金の上限は3,000万円

2.5 事業期間

単年度事業とする。(平成21年1月末日までに事業完了のこと。厳守)

2.6 予算

約4.5億円

2.7 公募期間

平成20年4月25日(金)～平成20年6月9日(月)17:30(必着)

* 1:原則として、新設と見なされる事業所での事業を対象とすることはできない。

但し、既存設備全てを廃棄し、別な場所へ同規模の工場・事業場を建てる移転等の場合および既設の工場への生産能力が2倍程度までの新設備の導入は、その生産能力増の根拠及びエネルギー原単位の改善(生産増寄与分を除く)を明示した申請がなされ、(財)省エネルギーセンターが認める場合には補助対象とすることができる。

* 2:ESCOの定義

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー量の保証等により、省エネルギー効果(メリット)からその一部を報酬として受取る事業であること。提供するサービスは以下の組合せから構成される。

- ①エネルギー診断に基づく省エネルギー提案
- ②提案実現のための省エネルギー設計および施行
- ③省エネルギー導入設備の保守・運転管理
- ④エネルギー供給サービスに関するサービス
- ⑤事業資金アレンジ
- ⑥省エネルギー効果の保証
- ⑦省エネルギー効果の計測と検証
- ⑧計測、検証に基づく改善提案

また、省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とし、補助金相当分が減額されたESCO料金が設定され、取得財産の処分が制限される期間、取得財産の適切な管理を前提とする契約であること。

* 3:エネルギー需給構造改革投資促進税制について

エネルギー需給構造改革投資促進税制(エネ革税制)を適用する場合には、補助金部分と税制上の優遇措置との調整を行うことがありますので、予めご了承下さい。

3. 事業スケジュール

